

群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 7 年 3 月 2 6 日

群馬県後期高齢者医療広域連合長 清水 聖義

群馬県後期高齢者医療広域連合規則第1号

群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則(平成19年広域連合規則第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「個人情報の」を「保有個人情報の」に、「当該個人情報」を「当該保有個人情報」に改め、同条第2項中「個人情報を」を「保有個人情報を」に改める。

第4条第1項中「個人情報の」を「保有個人情報の」に、「当該個人情報」を「当該保有個人情報」に改め、同条第3項中「個人情報を」を「保有個人情報を」に改める。

第8条第1項中「個人情報を」を「保有個人情報を」に改め、「個人情報の」を「保有個人情報の」に改める。

第8条の次に次の1条を加える。

(事案移送通知書)

第8条の2 条例第21条の2第1項及び第21条の3第1項の規定による通知は、事案移送通知書(個人情報開示請求・訂正請求)(様式第21号)により行うものとする。

第9条中「個人情報記録された公文書」を「公文書」に、「当該個人情報に」を「当該保有個人情報に」に、「当該個人情報記録された公文書」を「公文書」に改める。

様式第20号(第8条関係)の次に次の1様式を加える。

様式第21号(第8条の2関係)

事案移送通知書(個人情報開示請求・訂正請求)

第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付け第 号で請求があった個人情報の(開示・訂正)について、群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(第21条の2第1項・第21条の3第1項)の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

開示（訂正）請求 に係る個人情報の 内 容	
移 送 を し た 実 施 機 関	電話番号
移 送 を 受 け た 実 施 機 関	電話番号
移 送 を し た 日	年 月 日
移 送 を し た 理 由	
備 考	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。